



福岡財務支局管内 地方公共団体の 災害復旧事務担当者の皆様へ

以下のような点について、ご質問・ご相談などはございませんか。

- ① 台風や梅雨期の大雨で、災害が発生した。
国の補助を受けて復旧したいが、どうすればよいか。
- ② 災害が発生したが、自治体単独で復旧を考えている。
地方債の起債申請はどうすればよいか。
- ③ 復旧工事に着手したが、年度内に工事が完了できる見込みが
なくなり、国の補助金を翌年度に繰り越したい。
手続きはどうすればよいか。



福岡財務支局では、さまざまなお質問やご相談にお答えいたします。助言等も積極的に行いますので、どうぞご遠慮なくお尋ねください。

災害復旧事業

- 台風や大雨などの自然災害により下表にあるような施設等が被災した場合、一定の要件に該当する災害復旧事業については、その経費の一部を国が負担又は補助する制度があります。
- 福岡財務支局管内で過去実施された災害復旧事業(国庫補助)は、公共土木施設、農地・農業用施設が多い状況となっていますが、そのほかにも様々な施設等が災害復旧事業の対象となりますので、この機会に対象となる施設を知っていただき、今後の事業に御活用ください。



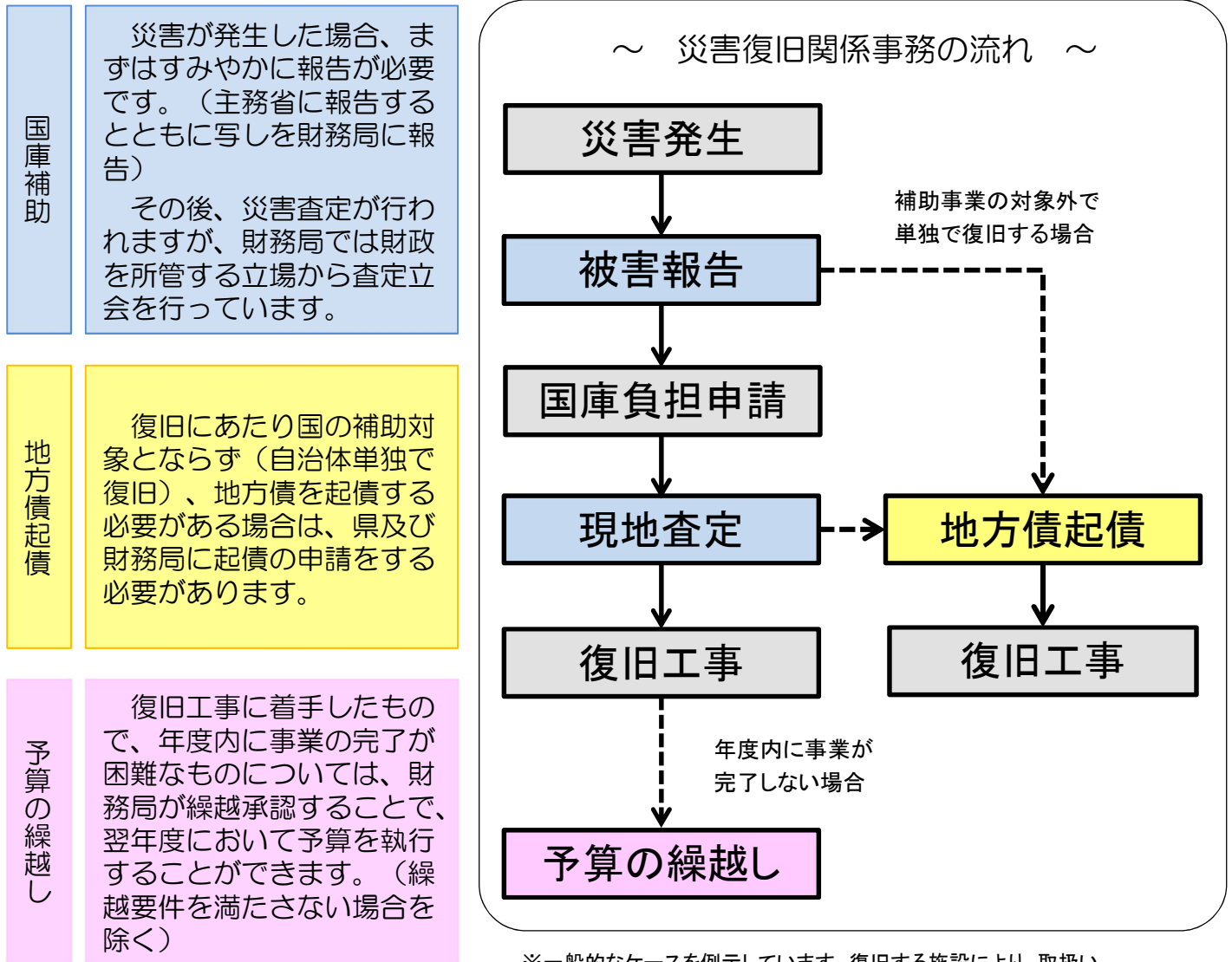
【災害復旧事業の対象となる主な施設】

施設名	例
公共土木施設	河川、道路、港湾、公園、下水道
農地・農業用施設	田・畑、ため池、頭首工、水路、農道
林道・林地荒廃防止施設	林道、地すべり防止施設
漁港・漁業用施設	漁港、海岸
公立学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校
補助施設	警察署、し尿処理施設・ごみ処理施設
水道	取水・貯水・導水等の各施設
保健衛生施設等	保健所、在宅介護支援センター、火葬場・と畜場、公的医療機関
社会福祉施設等	特別養護老人ホーム、保育所、児童相談所

※表中の施設等は例示であり、負担・補助対象には、表のほかにも様々なものがあります。個別の施設等に係る詳細については、本リーフレットに記載されたお問い合わせ先までお尋ねください。

災害復旧関係事務の流れ(財務局関係)

財務局では、災害復旧にあたり、被災事実・復旧方法の確認への立会いのほか、予算の繰越承認、単独で復旧する場合の地方債起債などの場面で災害復旧事業に関わっています。



※一般的なケースを例示しています。復旧する施設により、取扱いが異なる場合があります。

「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化」について

大規模災害発生時に、被災施設の早期復旧を促進し、被災地の早期復興をより一層支援するため、災害査定の効率化(簡素化)が事前ルール化され、平成29年災から実施されています。

詳しい内容については、農林水産省及び国土交通省が報道発表しておりますので、両省のホームページをご覧ください。

農林水産省ホームページアドレス <https://www.maff.go.jp>

国土交通省ホームページアドレス <https://www.mlit.go.jp>

災害復旧事務関係 Q & A



災害復旧事業(国庫補助)の補助率はどのくらいですか。

復旧対象施設により異なります。例えば公共土木施設の場合、国が負担金として負担する割合は原則3分の2ですが、災害の規模や地方自治体の財政力、あるいは激甚災害の指定を受けることなどにより、この割合のかさ上げを行う制度があります。この結果、地方公共団体等の負担額は低く抑えられ、迅速で確実な予算措置が行われます。

単独災害復旧事業の対象は？

対象事業を例示すると、次のとおりです。

1. 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業(事業費が補助対象未滿)
2. 国庫補助制度があっても、補助災害復旧事業の対象となっていない施設
3. 国庫補助制度のない施設(庁舎、各種試験場等の公用施設等)
4. 災害応急復旧工事(応急復旧や仮工事のみの場合を除く)
5. 災害関連工事(施工によって得られる効果が大であるもの)
6. 維持上又は公益上特に必要と認められる河川、港湾又は漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事
7. 維持上又は公益上特に必要と認められる天然の河岸又は海岸の決壊に係る災害復旧工事
8. 災害復旧事業に伴って施設の移転建替えをやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事及び移転先の用地取得事業

【留意点】 補助災害の対象となる事業であるにもかかわらず補助申請をしなかった事業については原則として単独災害の対象にはなりません。

※補助事業における査定の際に、やむを得ない事情により被害状況が確認できなかったもの等を除く。

(参考:事業別の起債充当率と交付税措置)

事業内容	起債充当率	交付税措置
【補助災害復旧事業】 各種法律や予算上の措置に基づいて国庫補助金が交付される災害復旧事業に充てる場合 【直轄災害復旧事業】 地方公共団体が一部を負担することとなっている国の直轄河川、道路等の災害復旧事業費のうち地方公共団体の負担部分に充てる場合	【現年分】 公共土木施設等 100% 農地・農林漁業施設 90% 【過年分】 公共土木施設等 90% 農地・農林漁業施設 80%	元利償還金の95%
【単独災害復旧事業(一般単独)】 補助事業の対象とならない一定規模未滿の災害復旧事業費等に充てる場合	公共土木施設等 100% 農林漁業施設 65%	元利償還金の47.5% (財政力補正あり)
【単独災害復旧事業(小災害)】 激甚災害の生じた団体において、補助事業の対象とならない一定規模未滿の災害復旧事業費に充てる場合	公共土木施設等 100% 農地 一般被災地 50% 被害激基地 74% 農林施設 一般被災地 65% 被害激基地 80%	【公共】 元利償還金の66.5% (財政力補正あり) 【農地等】 元利償還金の100%

災害復旧事務関係 Q & A

国の歳出予算の繰越制度について教えてください？

繰越しとは、一口に言えば、国の会計制度の中において、歳出予算の効力を翌会計年度にまたがって移動させる特例的な制度です。

財政法第42条本文において「毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。」と規定されています。

したがって、一会計年度の歳出予算の経費の金額は、原則として、その年度内に使用し終わるべきものであって、もし使用し終わらなかった経費の金額については、これを不用とするのが建前です。

しかしながら、国の経費の内容や使用の方法が極めて複雑多岐にわたっているだけに、すべての場合にこの原則どおりに処理することは、国にとって、かえって不利、不経済又は非効率となって実情に沿わない場合があります。

そこで、財政法は、原則に対して若干の例外を認め、一定の条件のもとに本来ならば不用とすべき歳出予算の経費の金額を翌会計年度に繰り越して使用する途をひらき、国の経費の経済的、効率的な執行を行うことを期待しています。これが、歳出予算の繰越制度です。

繰越申請を行う場合、どのような要件がありますか？

繰越しを要する事案が発生した場合は、各県でとりまとめのうえ財務局に対し手続きを行うこととなります。なお、繰越しの要件は以下のとおりです。

1. 明許繰越し

- (1) 当該経費が丙号繰越明許費として予め国会の議決を経た経費であること(予算書)
- (2) 繰越事由が丙号繰越明許費要求書に掲げられた事由に該当すること(予算参照書)

① 計画に関する諸条件

- ・ 工事の施工に伴い発生する公害、騒音、振動等について、地元との調整に不測の日数を要した場合
- ・ 工事の施工に伴い発生した埋蔵物、湧水等による施工能率の低下により不測の日数を要した場合
- ・ 工食用資材等の運搬路の選択に当たり、地元との調整に不測の日数を要した場合
- ・ 基本計画の策定・変更により不測の日数を要した場合
- ・ 他事業との調整、関係機関との協議・許認可により不測の日数を要した場合 など

② 設計に関する諸条件

- ・ 工法の選択、設計の変更により不測の日数を要した場合 など

③ 気象の関係

④ 用地の関係

⑤ 補償処理の困難

⑥ 資材の入手難

- (3) 当該経費が翌年度に使用し終わることが見込まれること

2. 事故繰越し

歳出予算の経費のうち、一会計年度において支出負担行為(補助金の交付決定など)を行い、その後の避け難い事故(例えば、暴風、洪水、地震等の異常な天然現象、地権者の死亡、工事中の崩落事故による中断など)のため、その年度内において支出が終わらない場合

なお、事故繰越しは、明許繰越しした経費を再度繰り越す際に適用されることが多くなっています。

事故繰越しが発生しそうな場合は早めに相談願います。

災害復旧事務関係 Q & A

入札の不落・不調や請負業者の倒産による繰越しは認められますか？

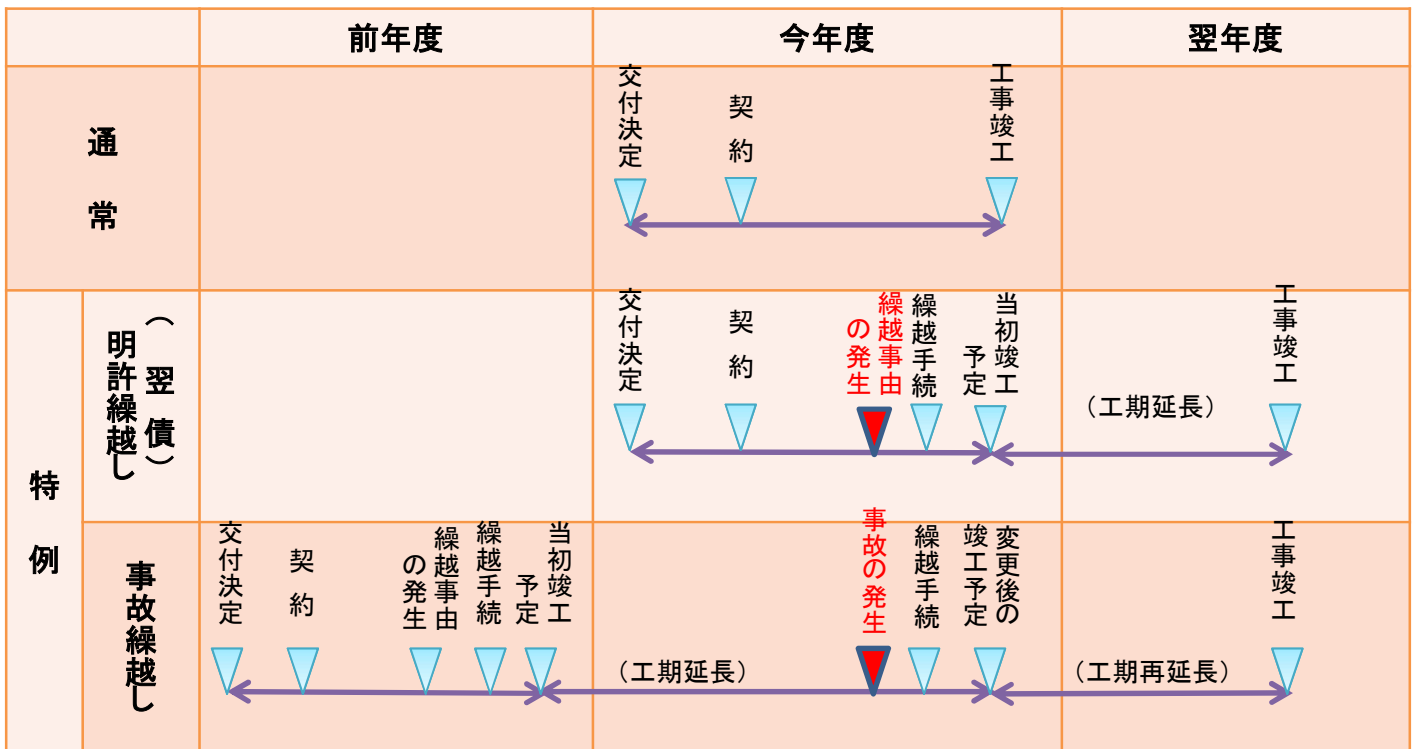
計画(設計)の内容そのものに変更がない場合等、繰越明許費要求書に掲げている事由に該当しない場合は、入札の不落・不調や請負業者の倒産という事情のみを理由として繰越しはできません。

なお、入札の不落・不調や請負業者の倒産に起因し、当初予定していた工事計画の内容に変更を余儀なくされ、工事の完了が遅れることとなった場合には、「計画に関する諸条件」(設計の内容に変更を余儀なくされた場合は「設計に関する諸条件」)に該当すると考えられ、繰越しは可能となります。

繰越手続きを行うにあたって、留意点はどのようなことですか？

繰越計算書の送付期限は、原則として、当該年度の3月31日(又は出納整理期間満了の日)までですが、送付の始期については、事務事業が年度内に完了をし難く、支出も年度内に終わらないと判明した時点で、予定金額をもって繰越手続きを行うことができます。特に、翌年度早々に支出を必要とする経費については、その時期に円滑に支出できるよう、適期に送付する必要があります。

繰越しのイメージ



繰越しの概要や申請書の記載要領などについて

①繰越説明会

地方公共団体向けに「繰越説明会」を毎年10～11月に各県及び政令市において開催しています。

②ホームページ

財務省のホームページに「繰越しガイドブック」などを掲載しています。

アドレス: <https://www.mof.go.jp/budget/topics/kurikoshi/index.htm>

災害復旧事業に関する様々なご相談にお答えします

- ◆ 福岡財務支局では、災害復旧事業に関する様々な相談にお答えします。また、詳しい資料を追加でお送りすることもできますので、希望される場合はご連絡ください。

【お問い合わせ先】

福岡財務支局

- ・災害が起こった時 ……理財部主計課 (092-411-5062)
- ・繰越しを行いたい時……理財部主計課 (092-411-5059)
- ・起債を行いたい時 ……福岡県:理財部融資課 (092-411-9036)

佐賀県:佐賀財務事務所財務課(0952-32-7161)

長崎県:長崎財務事務所財務課(095-827-7095)

- ◆ 災害発生時に、緊急の資材置き場等として国有地を無償で使用することができる場合があります。使用できる国有地等の有無や手続きについてのご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

福岡財務支局 管財部 管財総括第一課 (092-411-5095)

- ◆ 災害復旧、起債、繰越事務のほか、財政、経済、金融、国有財産、社会保障と税の一体改革などの講演、セミナーの講師を無料で派遣しています。ご要望がありましたら下記にお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

福岡財務支局 財務広報相談室 (092-411-5035)

福岡財務支局に関する情報は、ホームページからご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/>

財務省に関する情報は

ホームページアドレス <https://www.mof.go.jp>



財務省福岡財務支局

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

福岡合同庁舎本館4階

※このリーフレットは、財務局が関係する災害復旧関係事務を分かりやすく紹介することを目的としています。ここで紹介した内容は変更となる場合もありますので、制度・手続の詳細については、上に記載されたお問い合わせ先までお尋ねください。